

登校許可証

白百合学園小学校

学年組

第 学年 組

児童名

20 年 月 日生

病名

罹患期間

月 日から 月 日

上記疾患治癒し、感染の恐れがないので、

20 年 月 日から登校可能と認めます。

20 年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師名

印

「登校許可証」は、第2種・第3種の感染性疾患に罹患した際に使用します。

1週間以上病気や怪我で欠席する場合は医師の診断書を提出していただくことになっていますが、これらの感染症の場合には診断書は不要です。入院したり合併症等を併発したりした場合、その他不明な点はお問い合わせください。

感染症罹患から登校までの流れ

- ① 医師の診察及び治療を受ける。
感染症に罹ったことを学校に連絡してください。
- ② 医師に「登校許可証」を記入していただきます。医師により伝染のおそれがないと認められてから、記入を医師に依頼してください。
- ③ 「登校許可証」を持参し登校してください。
新しい「登校許可証」をお渡ししますので、ご家庭で保管してください。

医療機関の方へお願い

お手数をおかけしますが、証明書のため太線枠内の項目を記入していただきますようお願いいたします。

罹患期間が記入していただく日よりも長い場合には「〇月〇日までの見込み」と記入をお願いいたします。

(例 記入日 4月3日 罹患期間 4月1日から4月4日の見込み)

学校保健法に定められた感染症

第1種学校感染症（感染症予防法第1類・2類感染症—原則として入院治療を要する）

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱　ペスト　マールブルグ病
ラッサ熱　急性灰白髄炎（ポリオ）　ジフテリア

重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（感染症ノ予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。)

第2種学校感染症（学校という集団では重要で、飛沫感染をする感染症）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）　百日咳　麻疹（はしか）　風疹
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　水痘　咽頭結膜熱　結核　髄膜炎菌性髄膜炎

第3種学校感染症

コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス　パラチフス
流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎

その他（必要に応じ学校長が学校医と相談して出席停止などの措置をとる感染症）

溶連菌感染症　ウイルス性肝炎　手足口病　伝染性紅斑（りんご病）　ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎　流行性嘔吐下痢症　伝染性膿疱疹（とびひ）　伝染性軟属腫（水いぼ）